

令和8年度
上水工第8号

水質計器更新工事（比立内浄水場）

特記仕様書

北秋田市建設部上下水道課

第1編 総 則

第1章 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、「水質計器更新工事（比立内浄水場）」に適用する。

2. 設計図書

(1) 設計図書とは、仕様書及び金抜設計書をいう。

(2) 設計図書の優先順位は次のとおりとする。

① 特記仕様書

② 金抜設計書

(3) 設計図書は現場事務所等に常備のこと。

3. 疑義

次の場合は速やかに監督職員に申し出てその措置について指示を受けること。

(1) 設計図書の内容に相違がある場合。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合、また疑義を生じた場合。

(3) 設計図書と現場が一致しない場合。

(4) 予期することができない特別の事態が発生し、設計図書に示された条件を満たすことが不可能になった場合。

(5) 発注者と受注者との工事請負契約事項と設計図書および前項諸書の定めと異なる場合は、工事請負契約事項による。

4. 打ち合わせ等

(1) 別に定める日、並びに監督職員又は受注者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際、協議確認した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。

5. 設計変更等

(1) 参考例示品以外の同等品以上の機器の場合は、入札参加申込の前に同等品確認協議書にカタログ等を添付のうえ、上下水道課水道係の承認を得ること。

(2) 設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約担当者が受注者に掲示し、協議のうえ締結するものとする。

(3) 設計変更の対象となるものは、設計書、仕様書ならびに現場説明で示した事項とする。

(4) 設計図書に指定がある場合を除き、仮設・工法など、工事を完成させるために必要な手段・方法については、受注者が決定するものとする。

(5) 受注者は契約後、仕様書、設計図書に基づき承認図を作成し、監督職員の承認を得なければならない。この承認を得た後でなければ製作に着手してはならない。

(6) 上記以外でも不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

6. 各種手続き

本工事の施工にあたり、必要な各官公署・関係機関への申請・検査等の手続きは、受注者が自己の費用にて代行するものとする。

7. 機器の運搬・搬入

(1) 現場へ搬入する各機器は、検査及び点検を行った後、荷痛みのないよう十分な荷造りを行い現地へ搬入する。

(2) 搬入に際しては、各機器に損傷のない様に特に注意を払い、運搬中に事故が生じた場合は、すべて受注者の負担とする。

(3) 搬入・据付完了後、荷渡しまでの各機器の保管に関しては監督職員と協議の上、受注者の責任において行う。これら一切の経費はすべて受注者の負担とする。

8. 試験・検査

各製作機器は、製作工場にて組立完了後、適用規格に準拠した各種試験及び検査を行うものとする（ただし、汎用機器についてはこの限りでない）。なお、各機器は工場出荷時に所定の性能を十分に満たす製品とする。

9. 保証

工事完成・引き渡し後、瑕疵担保責任期間内に施工又は機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で保証又は交換するものとする。

第2編 機械・電気工事

第1章 工事内容

1. 工事範囲

本工事は、以下の一切の施工を行うものである。

①機器交換作業（処分含む）・・・一式

注入ラインは送水管注入点のボールバルブの前（注入機側）までの交換（サイホン止めチャッキ含む）

②盤改造（無注入検知機能の増設、監視システムへの取込）・・・一式

③更新後の試運転調整・・・一式

2. 工事仕様

(1) 一般事項

① 概要

関係法規に準拠し、電氣的、機械的に安全かつ美麗にして耐久性に富み、保守点検が容易なように施工するものである。

② 位置の決定

現場に設ける主要器具ならびに配線経路の詳細な位置の決定については、監督職員と打合せのうえ決定のこと。

③ 防湿、防蝕処理

湿気、水気が多い場所、爆発性及び腐食性ガスの発生する場所などに敷設する器具及び材料は、その特殊性に適合したものを使用施工のこと。

(2) 工事施工に関する留意事項

①工事内容を十分に理解し、現場の綿密な調査を行うこと。

②既設構造物等への汚損の恐れのある場合は、適切な養生、防護措置を講ずること。

③免許又は講習の受講修了等の資格を必要とする作業の場合はそれぞれ資格の有する者が施工すること。

④施工を行う場合は、原則として監督職員が立会いのうえ、関係機器が運転を停止し、又は休止状態にあり、誤作動等による事故が発生しないようにすること。

⑤浄水処理機器類の水に異物を混入させ、又は混入している状況を発見した場合は、直ちに監督職員へ連絡すること。

⑥施工後は他の機器・設備類が正常に運転していることを確認すること。

⑦構造物及び設備を汚損又は損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任において復旧すること。

⑧次亜タンク（PVC角型）は既設品を再利用するものとする。（既設タンクメーカー：水道機工（株））

⑨既設流用品に不具合が確認された場合は監督職員に報告し、対応策や費用負担について協議するものとする。

3. 更新機器

比立内浄水場次亜注入器

①次亜注入器 2台

参考例示品	: GLX1-06-M-8X
吐出量	: 0.012～6.0mL/min
最高吐出圧力	: 1MPa
ストローク数	: 0.1～50spm
ストローク長	: 10mm
ストロークスピード	: 連続運転 5.0～50.0strokes/min (0.1strokes/min 毎に調節可) インターバル運転 0.1～4.9strokes/min (0.1strokes/min 毎に調節可)
運転モード	: モード1 ストロークスピードを入力することで、吐出量を設定 設定範囲 0.1～50.0strokes/min、設定単位 0.1strokes/min 毎 モード2 吐出量の設定を入力することで、吐出量を設定 設定範囲 最大吐出量の1/500～最大吐出量mL/min、設定単位 mL/min 毎
ブランジャ・シリンダ材質	: 高純度・高精密加工セラミック製
注入機ベース寸法	: 255×19×200mm (1台)

ポンプ長	: 881mm
モーター	: DC ブラシレスモーター
電源	: AC100～240V (±10%)
周波数	: 50/60Hz 1 φ
最大電流	: 100V 時 0.7A 200V 時 0.4A
その他機能	: 設定値保護のためキーロック機能
②サイホン止めチャッキ弁	2個
参考例示品	: TSV-VF-6H
③ボールバルブ 21α型	2個
シール材質	: FKM
呼び径	: 15mm